

社会福祉法人めぐみ福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみ福社会（以下「当法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬及び退任慰労金を支給するものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 退任慰労金については、任期1期につき10,000円を支給する。ただし、当法人の事業に特別な功労があった役員等に対しては、この基準に定めるものの他、理事会及び評議員会が適当と認める額を加算して退任慰労金を支給することができる。
 - (3) 交通費については、当法人の旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。
- 2 役員に対する報酬額は、各年度の総額が1,500,000円を越えない範囲で支給するものとする。
- 3 評議員選任・解任委員に対する報酬額は、各年度の総額が60,000円を越えない範囲で支給するものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、職務のため出張をしたときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、当法人の旅費規程に定める上級の職の者に関する規程を準用する。

(重複給与の禁止)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程を適用しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、令和2年7月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	8,000円
理事会等会議への出席	6,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000円

(4) 評議員

	日 額
評議員会への出席	6,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000円

(5) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	6,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,000円